

議会基本条例策定特別委員会（第5回検討事項）会派検討内容

資料2-1

検討事項	市民等の参加による意見交換会開催	
「考え方」 前回提示内容	議会は、市民との連携を推進し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市民参加や市民の意見を市政に反映させる機会を確保しなければならない。 そのため、議会は、市民との意見交換や意見聴取の場を多様に設ける。	
区分	条例案 掲載	考え方に対する意見等
真政会	○	議会は意見聴取する場を多様に設けることができることとする。（意見交換については、テーマを決めて意見聴取することができる。）
みらい福島	○	—
市民21	△ ※現状 で判断 しかね る	①必要性、趣旨については賛同できる。 ②しかし、意見聴取は問題ないと考えるが、意見交換会については、あくまで議会として開催するからには私的意見ではなく、議会としての発言が求められると認識する。出席議員が個人ではなく議会としての意見交換・発言をどのように行うか疑問が残る。出席議員の私的な意見・発言をどのように扱うか、ルールを定めるにしてもイメージができない。
公明党	○	意見交換者の選定や議会側の対応者、開催に当たっての広報と課題があるが、まずは開催する方向で検討する。
日本共産党	○	異議なし
社民党・護憲連合	×	（※前回と同様） 福島市議会が発行している「ふくしま市議会だより（第168号まで発行）」、各会派が発行している「議会報告（会派は、議会だよりNO.125号まで発行）」、各議員や各会派や「議案説明会・議会報告会」、また、市政県政語る会等を実施しているので、あえて、議会として、独自に議会報告会は必要ないと判断した。

※注）【条例案掲載】欄 ○：盛込むべき、×：盛込まない